生駒市文化財調査報告書第７集

生駒市遺跡分布調査概報

１９８８

生駒市教育委員会

生駒市文化財調査報告書第７集

生駒市遺跡分布調査概要

１９８８

生　駒　市　教　育　委　員　会

序

生駒市内には、史跡指定を受けている行基墓、美努岡萬墓をはじめとして多くの遺跡があることが知られています。市南部の小平尾町からは今から二千年も前の弥生時代の遺物もみつかっています。これらは、祖先がこの地に生活の場を求めて以来、長い年月にわたって守り伝えられてきた、かけがえのない民族の遺産であります。この貴重な遺産が失われないよう、また永く後世へ伝えることは現在の我々の使命と言えます。

今から15年前に『奈良県遺跡地図』が刊行されましたが、それによると、本市内には18カ所の遺跡が登載されています。しかし、本市内にもその後、開発の波が押し寄せ、各種の行為により先の文化遺産が改変されたり、失われていることも事実です。またこの行為により、偶然にも遺跡が発見される場合もあります。このような現状の中で、本市にあっては『奈良県遺跡地図』が実情にそぐわなくなってきています。そこで本市独自の遺跡の把握が必要となっています。

昭和62年度事業として国庫・県費の補助を受けて、遺跡詳細分布調査を実施しました。この結果、60ヵ所の新しい遺跡の発見に至り『奈良県遺跡地図』登載分を含め74ヵ所の遺跡が本市内にあることがわかりました。

住宅地の造成など各種の開発が行われますが、地下の埋蔵文化財は破壊されやすいものです。目の前の要求にとらわれず市民の宝である文化財を守り伝えていくことは大切なことです。

本書は本市所在の埋蔵文化財の基本台帳となるものであり、今後の文化財保護行政を進めていく上で大いに活用していく所存であります。また本書が多くの方々の目にふれ、埋蔵文化財に対する認識が高まり、学術研究ならびに郷土史研究に多少なりとも役立つことを願います。

末筆になりますが、調査中および報告書作成にあたりまして、関係諸機関、関係諸氏のご指導・ご協力を賜わりましたことをここに記し、深く感謝するしだいであります。

生駒市教育委員会
教育長　**坂本嘉彦**

例　　言

1　本書は、昭和62年度国庫補助事業、県費補助事業として生駒市教育委員会が実施した生駒市内遺跡分布調査の概要報告書である。

2　現地調査は、昭和62年７月１日に開始し、昭和63年３月31日をもって終了した。

3　調査組織は下記のとおりである。

調査主体　生駒市教育委員会

調査指導　奈良県教育委員会文化財保存課

調査担当者　生駒市郷土資料館学芸員　明珍健二

調査事務局　生駒市教育委員会社会教育課

調査補助員　花園大学考古学研究室員＝富田貴博、土井一行、田中史生、村井毅史、矢野悠紀子、前川佳代、平野敦子、嶋村みどり、本多元成、辻健二郎、

4　本書をまとめるにあたり下記の諸機関、諸氏のご指導、ご協力をいただいた。ここに記して謝意を表する。

奈良国立文化財研究所、奈良国立博物館、奈良県立橿原考古学研究所、生駒市文化財保護審議会、花園大学・伊達宗泰、生駒市隣接各市町村、また市内各自地会にも種々のご協力をいただいた。

5　本書に添付した遺跡分布地図は、生駒市都市計画課が昭和52年９月作成の生駒市市街地図１：2,500より縮少編さんトレスし、昭和58年７月に経年変化修正した１万分の１の地図である。

6　図版１～20の航空写真は昭和63年１月に撮影したものである。

7　本書記載の遺跡は、文化財保護法第57条の２の「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当する。よって遺跡の現状を変更しようとする場合には、文化財保護法にもとづく所定の手続きが必要である。これに関する手続き、取り扱い等は第Ⅳ章を参照されたい。

8　本書の執筆、編集は明珍がおこなった。

本文目次

Ⅰ　調査の契機と経過 …… 1
Ⅱ　位置と環境 …… 2
　1　地理的環境 …… 2
　2　歴史的環境 …… 3
Ⅲ　主要遺跡の概要 …… 4
　1　高山城跡 …… 4
　2　俵口北窯 …… 4
　3　生駒山北方窯 …… 4
　4　忍性墓 …… 5
　5　竹林寺古墳 …… 7
　6　小平尾遺跡 …… 8
　7　行基墓 …… 8
　8　美努岡萬墓 …… 9
Ⅳ　周知の埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）の取り扱いについて …… 11
付載　関係法律 …… 18

付表1　生駒市所在の指定文化財一覧表 …… 26
付表2　生駒市遺跡一覧表 …… 27
付表3　生駒市埋蔵文化財発掘調査等一覧表 …… 31

Ⅰ　調査の契機と経過

生駒市では昭和30年以降、大規模な宅地造成、農地転用、学校建設、道路整備等の土木工事が進み、歴史的・地理的環境が大きく変化している。これまで生駒台、生駒台北・南、あすか野、真弓、さつき台、萩の台等の住宅地の宅地造成はほぼ終了し、市制施行当時（昭和46年）に37,000人だった人口も昭和62年には90,000人を突破し、昭和62年の人口増加率は全国第９位である。今後も白谷、真弓等の大規模宅地造成が続く状勢であり、また各所で土木工事、ミニ開発が計画されている。

特に近鉄奈良線生駒駅、東生駒駅周辺や近鉄生駒線沿線の竜田川流域の各地域の開発スピードは加速度に早まり、環境の変化には著しいものがある。

このような実情のなかで、開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査件数も加速度的に増加してきており、新しい成果をもたらしては消失している。先述の各地域においては遺跡破壊の危機に直面しており、保存対策のための基礎資料づくりが急がれていた。このため生駒市教育委員会では、昭和62年度事業として市内に所在する遺跡の詳細な分布調査を実施し、遺跡台帳の整備を図ることになった。

これまで市内遺跡の分布調査は、奈良県教育委員会によって実施された『奈良県遺跡地図』、奈良大学考古学研究会によって踏査された『盾列』７、８号が刊行されている。今回の分布調査は市内全域を対象としたものであり、『奈良県遺跡地図』等に記載されている遺跡の位置確認、現状把握を行うとともに、新しい遺跡の確認にも留意した。現地調査は、開発の著しい近鉄生駒駅、東生駒駅周辺と竜田川流域から実施し、他地域へと移っていき最終的に生駒山東麓の猪垣調査をもって終了した。

踏査に際しては、１万分の１の白地図を持ち歩き、各遺跡の位置を記入しながら計測、写真撮影につとめた。

各遺跡の調査成果は、遺跡台帳に記入し付表２の生駒市遺跡一覧表としてまとめ、別添の遺跡地図にその位置を明確にした。今後の土木工事等に備え、埋蔵文化財の保存・活用をはかっていくための基礎資料としていきたい。

なお、参考資料として当教育委員会で扱った発掘届、発掘調査等の件数を付表３に掲載する。

Ⅱ　位置と環境

1．地理的環境

生駒市は奈良県最北西部に位置し、西辺は大阪府、北辺は京都府に接している。また南北に細長い市域（南北14.9㎞、東西7.8㎞）であるため隣接市町村も多く、大阪府は東大阪市、四條畷市、大東市、交野市、枚方市、京都府は田辺町、精華町、奈良県内では奈良市、大和郡山市、斑鳩町、平群町の合わせて11市町と隣接している。南北に長い市域は西に生駒山地、東に矢田丘陵に狭まれた谷地形となる中、南部地区と東に矢田丘陵、西北に京阪奈丘陵を持つ北部地域が、昭和32年に合併し総面積52.58㎞の現在の市域を有することになった。

生駒市の没革は、北生駒村が母体となり昭和30年に南接する南生駒村、昭和32年に北接する北倭村を吸収合併し、昭和46年に市制を施行した。

大阪と大和を結ぶ街道は古くから市域を経て通じており、東西には現国道163号線の清滝街道や国道308号線の暗峠越奈良街道が通じ、南北には現国道168号線の郡山街道が走り、その交差点となる辻町や山崎町が市の中心部分となり現在でも発展を続けている。これらに加えて中・近世以降、宝山寺参詣道、矢田寺参詣道等が生駒山地や矢田丘陵を峠越えで結ぶようになり、網の目のように道路が交差するようになった。

生駒市域を流れる主要河川は、東にくろんど池に源を発する富雄川と西に生駒谷を流れる竜田川があり、ともに谷筋を南流し大和川と合流する。また北部の四條畷市と接する田原地区には北流する天の川水系があり、淀川へと流れている。富雄川、竜田川はともに大和川水系に属し、天の川は淀川水系に属して水系を異にしている。また市北東部には京阪奈丘陵と西の京丘陵の間をぬうように西流する山田川があり、木津川へと注いでいる。

生駒市西辺には生駒山地があり、信貴山へと続き大和川峡谷をはさんで二上山、金剛山葛城山脈とつづく。東辺は矢田丘陵にさえぎられ、この生駒谷を竜田川が流れ、現在の市中心部を形成し、この谷を南北に走る国道168号線と阪奈道路が主要交通路になっている。生駒市山崎町、辻町を中心とする地域が交通、文化の要所として発展してきたのは先述のとおり、地理的環境によるところが大きいといえよう。

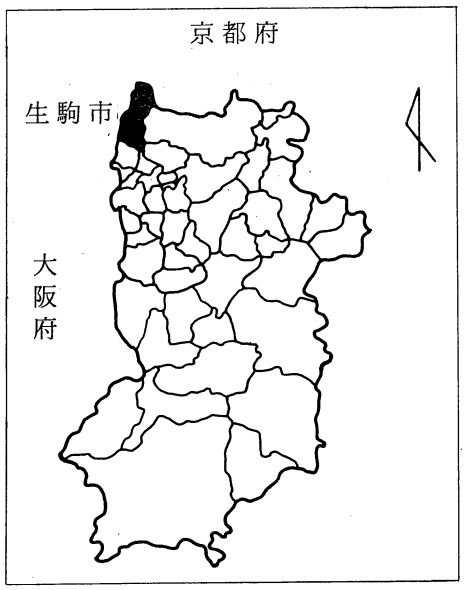

図1　生駒市位置図

2．歴史的環境

イ　旧石器・縄文時代

生駒市内においては、いまだ旧石器・縄文時代の遺物、遺構は確認されていないが、昭和55年ごろに開発された緑ケ丘住宅地から石鏃２点が表採されている。他に共伴遺物はなく時期の特定はできないが縄文時代のものと推定できる。この緑ケ丘は、生駒山地から東へ出る丘陵の先端に位置し、竜田川と接する所である。

ロ　弥生時代

この時代の遺跡としては小平尾遺跡を挙げることができる。第二次世界大戦前に小学校の移転に伴って出土したといわれ、現在生駒南小学校郷土資料室保管になっている。この資料は早くから注目され、『生駒山脈、その地理と歴史を語る』、立命館大学地理学同好会編で小平尾遺跡出土遺物として紹介されている。

Ⅲ　主要遺跡の概要

1．高山城址

高山城は、富雄川上流の生駒市高山町庄田に位置する。山城で標高約218ｍ、比高差約40ｍを図る。模模は110ｍ×100ｍほどで、郭・土塁・土橋等が確認される。山上に二股になった60ｍ×70ｍの平場が主郭であり、北側の土塁のほかは小規模な鞍部になっているが、空堀としては認定し難い。主郭の西南は尾根が細くなり土橋となって尾根先端部の九頭龍神を祀る小郭へと続く。主郭東側の尾根の郭は、現在浄水場になって西南側が崩壊している。またその北東側にも山腹に三角形を呈する郭があり、北端に土塁が残り主郭の土塁と合わせ北辺の守備を固めていることがうかがえる。大手道は城域の南麓から主郭の下の南西端に取り付き、九頭龍神を祀る郭の土橋付け根につづく。この郭は城域の南限にふさわしく、南斜面を下った鞍部から先は20ｍほどが土橋状となり、その南に土塁を背にしたような平場が存在する。縄張りは全体的にこぢんまりとした感がある。

鷹山氏一族の菩提寺は、城から1.7㎞ほど南の法楽寺であったと伝えられ、居館はこの寺の付近だったと伝承されている。また鷹山氏一族の墓は、法楽寺末寺・円楽寺があった法楽寺より北東700ｍの富雄川左岸の丘陵上にある。昭和60年度の当市教委の試掘調査でこの寺は、廃仏毀釈運動により廃寺となったことが確認された。現在この周辺地は、当市により竹林公園として整備中である。

2．俵口北窯

生駒山地から東麓に開ける生駒谷には、いくつかの丘陵が東へ向かって伸びている。俵口北須恵器窯はそのような中で、俵口町216－２番地において昭和58年６月25日に発見され、６月から７月にかけて緊急発掘調査が実施された。発見の原因は宅地造成で、生駒市が現在おかれている開発状況を端的に物語る好例であろう。発見当初は、断面にほぼ円形の炭灰層が３～５カ所存在することが確認されたが、灰原のみで窯体の確認には至らなかった。この灰原は、南北長約10ｍ、東西幅約５ｍの範囲と推定され、断面観察の結果大別すると３層に分層することができた。中から炭、灰、須恵器のほか、スサ入りの焼壁粘土が出土している。遺物量はかなり多く、遺物箱250杯にも及んだ。

出土した須恵器の器種は、坏身・坏蓋・台付短頸壷・台付長頸壷・甕・薬壷・皿・盤等である。この中で坏身・坏蓋がその大部分を占め、稀に器高30㎝を超える大型の長頸壷も含まれている。仕上げの調整は、ヘラ削りの後撫でによる仕上げ方法と水引き手法による仕上げの二種類に大別することができる。

3．生駒山北方窯

生駒山北方窯は、生駒市俵口町2115－２番地にあり、生駒谷古窯跡群の中では、最も高い標高約

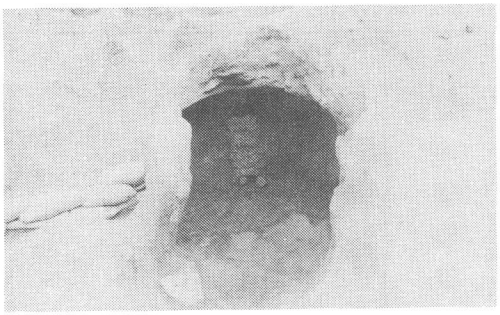

260ｍ、北高差約160ｍほどのところに位置する。西側は生駒山麓がせまり、東側は光陽台という新興住宅地に囲まれ、西側の谷筋にはモチ川が流れている。この窯は、昭和62年度に生駒市教育委員会が発掘調査を実施し、それによって、小形の平窯ほかを確認した。当初、露出している窯体とみられたものは窯跡とは認め難く、窯状遺構とするにとどまったが、その東側から未掘区外に存在したとみられる窯の灰原を見出し、さらにその下から最大長約2.2ｍ、最大幅約1.6ｍの小形の平窯が、地山の花崗岩層に掘り込まれた形で検出された。この小形平窯は、還元層、酸化層ともによく認められ、煙出しは窯体内で上下２ケ所に分けられ排煙効果をよくしている。さらに付属の施設として排水溝２条および石組遺構１基を検出した。ほかにも焼土坑１基、土坑５基などを確認している。

遺物は、大量に出土し、須恵器片を遺物箱300箱ほど検出した。陶邑の４型式４段階または４型式４段階と５型式１段階との間に比定されると思われる。

このほかにも、生駒山北方窯では付近に多くの窯跡が残存していると考えられ、矢田丘陵を越えたところに位置する平城京を消費地とする一大古窯跡群として位置づけられよう。

４．忍性墓

竹林寺内忍性墓は、生駒市有里町215－１に所在し昭和61年６月14日から同10月８日まで橿原考古学研究所が調査を実施した。

調査前の状況は、忍性墓塔については五輪塔の基壇・板石・蓮台の上に無縫塔の蓮台の部分が組み立てられており、かなり荒廃したものであった。調査、検出した遺構は①忍性墓（石製八角形外容器、骨蔵器）、②追葬施設（塼室）、③忍性墓の西側に設けられた火葬場跡、④忍性墓の周辺に設けられた埋葬施設（墓６基）である。特に忍性の銅製骨蔵器は、石製八角形台座に石製八角形外容器をかぶせた中に安置されていた。

忍性（良観上人）は、鎌倉時代の律僧として南都西大寺の中興叡尊と並び称されるほどその名はつとに高い。忍性は大和国城下郡屏風里（現奈良県磯城郡三宅町屏風）に生まれ、幼い頃から信貴山で文殊信仰に親しみ、16歳で母を失って額安寺（大和郡山市）へ入った。翌天福元年（1233）には東大寺戒壇院で受戒し、以後毎月文殊菩薩の再来とうたわれた行基入寂の旧跡・生駒山の文殊山竹林寺（現生駒市有里町）へ詣でた。この時、忍性19歳。その様子を『性公大徳譜』では、「嘉禎元年十九歳、六年毎月詣〻生駒。」としるし、『律苑僧實傳』には「十九歳。毎月詣二生駒山一。」と記している。また『忍性菩薩遊行略記』では「自二嘉禎元年一六箇年間毎月詣二生駒一。」と六年に及ぶ竹林寺詣でをあらわし、『本朝高僧傳』には「往竹林寺、歸命文殊、祈菩提心、断諸食事、

表１　出土遺物一覧（忍性墓壙内）

No.	遺　物　名	形　態	器　高	最大限	口　径	備　　考
①	忍性銅製骨蔵器	瓶	298 ㎜	152 ㎜		銘文あり(1)
2	宗朝金銅製骨蔵器	円筒		69		銘文あり(2)
3	陶製骨蔵器	三耳壷	430	380	170 ㎜	内部に　4～8
4	金銅製五輪塔形骨蔵器	五輪塔	69以上	53		
5	金銅製五輪塔形骨蔵器	五輪塔	94	37		銘文あり(3)
6	陶製水注骨蔵器	水注	70	110	65	
7	銅製骨蔵器	円筒	34	23		
8	漆塗骨蔵器	円筒	36	24		
9	金銅製五輪塔形骨蔵器	五輪塔	85	37		
10	銅製骨蔵器	円筒	37	43		
11	銅製骨蔵器	円筒	29	21		
12	銅製骨蔵器	円筒	29	17		
13	銅製骨蔵器	円筒	28	21		
14	銅製骨蔵器	円筒	26	20		
⑮	圓基金銅製骨蔵器	円筒	133	60		銘文あり(4)
⑯	妙覚金銅製骨蔵器	瓶	134	60		銘文あり(5)
⑰	灰釉陶製骨蔵器	四耳三筋壷	315	224	113	内部にNo.26、骨に陀羅尼(7)
⑱	金銅製五輪塔形骨蔵器	五輪塔	66	27		
⑲	金銅製骨蔵器	円筒	82	28		
⑳	金銅製骨蔵器	円筒	65	35		銘文あり(6)
21	金銅製骨蔵器	円筒	65	33		
22	金銅製骨蔵器	円筒	63	24		
23	銅製骨蔵器	円筒	34	15		
24	銅製骨蔵器	円筒	33	16		
㉕	褐釉陶製水注骨蔵器	水注	197	151		内部にNo.26、
㉖	白磁合子	合子	39	48		
㉗	青磁碗	碗	47		125	
28	陶製水注骨蔵器	水注	67	89		
29	陶器皿	皿	23		70	
㉚	石製外容器	八角方柱	753	54		内部にNo.１あり
31	石製外容器	碗形	280	360		内部にNo.２あり
32	陶製骨蔵器	壷	33	54	29	
33	漆塗骨蔵器	箱形				八角形（一辺20㎜）

○は生駒市郷土資料館で昭和62年度開催・忍性展の展示に出品

誦五字呪五萬餘遍。」と文殊菩薩の再来を祈って断食したことが記されている。

寂滅の著した『竹林寺縁起』(1235)によれば、竹林寺文殊堂付近から八角形石筒が出土しその中から金銅筒製骨蔵器と銀製舎利瓶の出現によって竹林寺は行基再信仰の中心地になった。そしてまた、忍性が竹林寺月詣でを開始したのはまさにこの年であった。

その後、西大寺中興叡尊に師事し仁治元年(1240)に額安寺で出家した。忍性は南都を舞台に戒律復興に尽力する一方、慈善救済事業に精進する。『元亨釈書』には、物乞いもできず餓えている重病患者の人々を朝に自ら背負い市に連れ、施物を得させ、夕方にはまた背負って帰ったという美談を伝えている。現存するわが国最古の療養施設である北山十八間戸(現奈良市北辺)も忍性の創設と伝えられている。

5．竹林寺古墳(前方後円墳)

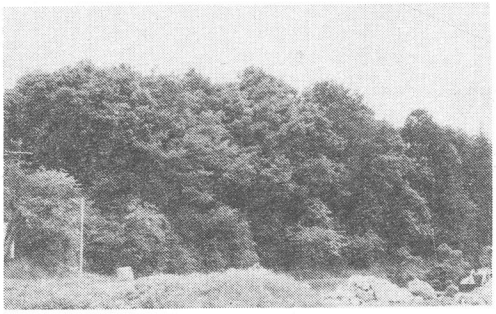

竹林寺古墳は近鉄生駒線一分駅から南西へ約1㎞ほどの地点に位置し、生駒市有里町に所在する文珠山竹林寺境内に位置している。生駒山地の主峰生駒山(標高642.3m)から東へ伸びる丘陵が生駒谷へ出ようとするところに本古墳は立地しており、竜田川の支流・文殊川右岸に位置している。

ただし、丘陵の先端部に立地するのではなく、尾根筋からやや南東へ下った緩斜面に尾根筋に平行して造営されている。

本古墳の主体部は昭和14年(1939)に調査されている。古墳の主体部の基底部に礫床を設け、その上に中央の厚さ18㎝、左右厚約32㎝で舟形に粘土床を作り、その上を粘土および礫石でおおい、さらに板石を竪穴式石室の天井のように並べ、これらをおおうため割石で厳重に封じるというもので、一種の積石塚を思わせると報告されている。出土遺物は内行花文鏡1、石釧完形6、同破片若干、刀剣身の鉄片、鉄釘11、円筒形埴輪片、家形埴輪片、衣蓋形埴輪片と経筒片と考えられる青銅製品破片を検出している。経筒を除けば、主体部の構造、遺物から古墳時代前期末(4C末)の年代を裏付けるものといえよう。

墳丘は前方部を東に後円部を西にする前方後円墳である。墳丘の現状は、前方部の半ばおよび後円部先端の一部分が失われ、後円部の南西部に墳頂部へ通じる小道および掘削により一部損傷を受けるが、残る部分は雑木におおわれているため原形をよく保存している。出土遺物の中に経筒片があること、また、後円部墳頂部や後円部裾に竹林寺住職の墓が建立されていることから、本古墳が竹林寺へとり込まれることにより徐々に変形を受けてきたことがわかる。

墳丘の形態および諸特徴は、本古墳が南北方向に高低差のある西から東へ伸びる南側丘陵緩斜面

に主軸を尾根筋に平行させて築造されている関係上、墳形非対称形となっている。また墳丘南側に段築の存在が認められ、南側のみ二段築造となっている可能性がある。墳丘のもう一つの特徴は、後円部先端付近の裾の標高と前方部頂部の標高が共に標高約140ｍでほぼ同じ高さで見えるように後円部に対して前方部がかなり低くなっている。

墳丘規模は、前方部先端を失っているため明確ではないが、現在は全長約45ｍまで残り後円部の規模から考えて原形は約60ｍ前後であろうと推定されている。

外部施設については、今までのところ埴輪と葺石が認められている。埴輪については表採遺物からみると円筒形埴輪片と衣蓋形埴輪に円形透かしの認められる遺物もある。葺石は径20㎝ほどの人頭大のものから径10㎝ほどのこぶし大の石を用い、後円部では葺石が何ヵ所か見られるが、前方部ではほとんど確認されない。また、1981年に奈良大学考古学研究会が行った竹林寺古墳の測量の結果、後円部南裾より２ｍほど南の位置に６ｍ角の高さ0.3ｍほどの高まりを確認し、位置および形態から考えて培塚ではないかと指適している。

６．小平尾遺跡

小平尾遺跡は、生駒市萩原町および、小平尾地内ほかに所在し、暗越奈良街道と清滝街道の交叉に近い標高約150ｍ内外のところに位置する。昭和20年代以前、旧萩原小学校付近において出土遺物が発見されている。

それらは、打製石槍または石包丁と思われるもの、さらに石鏃などが挙げられ、また、土器は全て櫛目文を主体としたもので、ほかに簾状文、波状文が装飾されている。器種は壷、高坏、甕が大半で、器体の色は総じて赤褐色ないしは灰褐色を呈し、生駒西麓に多く見られるものと類似している。

この遺跡は、現在まで行われてきた住宅地の造成開発にともない、その正確な位置および範囲が不明確な点が多く、明らかな位置を断定しがたい。

７．行基墓

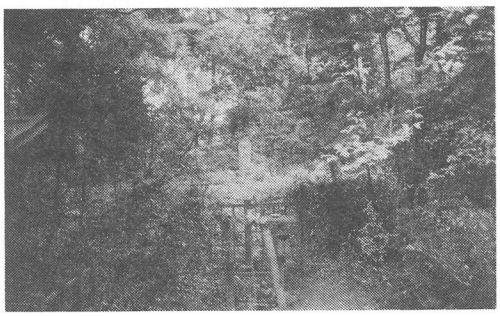

行基墓は、生駒市有里町211－１に所在する文殊山竹林寺の境内に位置している。墓は境内東側および竹林寺古墳の北側に位置し、昭和10年に国指定史跡に指定された。現在墓所には、石造不動明王立像が高まりに据えられている。

行基は、天智称制７年（666）河内国大鳥郡に生まれ、父は王爾氏の子孫高志才智、母は蜂田氏の女であり、以後天武11年（682）に出家し、「瑜伽唯

識論」を感得した。(『大僧上舎利瓶記』)慶雲元年（704）には、母方の生家を寺に改め、家原寺とした。行基は、河内、和泉、摂津などを基盤に民衆を教化してまわり、『行基年譜』によれば、四十九院の建立にも努めた。また、民衆救済のために布施屋の設置および池溝開発などの社会事業を営んだ。が、政府による弾圧も著しく、その様子は、『続紀』（養老元年（717）4月23日条）の記するところである。

しかし、天平17年（745）大仏造営の詔が下されると、以後の政府の冥和政策により彼は大僧上の任を受け、弟子を率いて造営費の勧進に活躍した。そして、天平21年（749）2月2月、行基は四十九院の一つ菅原寺において82才で没し、後に平群郡生駒山の東陵で火葬された。(『大僧上舎利瓶記』)

以後、行基の墓とされていた同墓を、鎌倉時代の文暦2年（1235）に竹林寺僧寂滅が掘り出し、その結果、八角石筒に入った二重の銅筒およびそれらの内部に納められた銀製舎利瓶が発見されたことが寂滅の注進状『行基菩薩御遺骨出現記』の記載によってうかがえる。

現在、その時発見された墓誌の残欠は昭和8年に行基菩薩舎利瓶残欠として重要美術品に指定され、奈良国立博物館に所蔵されている。

8．美努岡萬墓

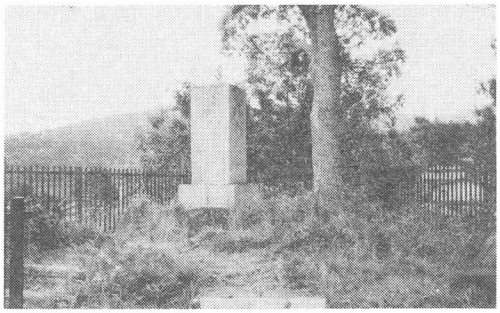

美努岡萬墓は、生駒市青山台125－10ほかに所在する。この墓は、明治5年に地元の青年により墓誌が発見されたことによって明らかになった。墓誌は、その後東京国立博物館に保管され、昭和30年に重要文化財に指定された。また墓誌の発見された地点には、明治9年に模造墓誌が埋葬された。された。

昭和59年になって奈良橿原考古学研究所により発掘調査が行なわれ、その結果、墓の全容に新たな知見が得られた。

墓は、生駒川の両岸に開けた谷筋の西側にある東西方向の丘陵東側近くに位置し、現在丘陵は、住宅地開発により独立丘陵のようにみえる。

調査によると、基壇は上面が、一辺約1.5mのほぼ正方形で、基底部では東辺約2m、ほかは2.4mの台形状で生駒石を積み上げており、高さは約50cmから1.5mをかぞえる。基壇の中央部の浅い土坑からは砂質土にまじって、40片余りの成人のものと思われる人骨片および木炭片が、明治の模造墓誌とともに出土した。墓は昭和60年に奈良県指定史跡に指定されている。

明治5年に出土した墓誌は、縦29.7cm（中央）、横20.7cm（中央）、厚さ0.2～0.3cmの銅製で、表面に罫線を引き、17字詰11行計173字の銘文が刻まれている。銘文によると、美努岡萬は天武

13年（684）に連姓を賜わり、大宝元年（701）に遣唐使として派遣された。その後霊亀2年（716）に従五位下を受け、宮内省主殿寮頭に任ぜられ、神亀5年（728）10月5日に67才で没したとされる。

Ⅳ　周知の埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）の取り扱いについて

1　事業区域が概略決定された段階で埋蔵文化財等の有無を本書で確認し、所在状況を教育委員会に照会されたい。

2　埋蔵文化財包蔵地については本書においてできるだけ正確な位置を記入しているが、その範囲などについては図面上で表現しきれない場合もある。このため予定地内の埋蔵文化財の所在については教育委員会と現地立会して範囲・位置を確認する。

3　地中に埋蔵されているという埋蔵文化財の固有の性格上、遺跡地図等に記載されている周知の遺跡以外にも重要な遺跡が多く埋蔵されていることが予想される。このため、周知の遺跡以外の地においてもその開発面積が1万㎡（1ha）を超える大規模開発事業をおこなう場合、奈良県教育委員会教育長宛に「遺跡有無確認踏査願」（別紙様式1）の提出を求めているところである。また、小規模開発についても踏査願の提出を願いたい。

4　上記1・2・3等の結果、開発予定地内に埋蔵文化財包蔵地が存在する場合は、極力、現状保存ができるように配慮していただきたい。

5　国の機関等が周知の遺跡で土木工事等をおこなおうとする場合は、文化庁長官宛に「埋蔵文化財発掘通知」（別紙様式2）を提出しなければならない（文化財保護法第57条の3第1項）。また国の機関以外（民間・団体等）の場合は、工事着手の60日前までに文化庁長官宛に「埋蔵文化財発掘届」（別紙様式2）を提出しなければならない（文化財保護法第57条の2第1項）。

6　発掘調査を実施するにあたって調査に必要な経費については、原則として事業者に負担を願っている。ただし、事業者が個人であって、もっぱら個人用に供する住宅の建設等にともなう発掘調査については、地方公共団体が国庫補助等によって実施するのが適当と考えられている。

7　国の機関等が土木工事中に遺物の出土等により古墳、住居跡、その他遺跡と認められるものを発見したときはその現状を変更することなく、遅滞することなくその旨を文化庁長官に「遺跡発見通知」（別紙様式3）を提出しなければならない（文化財保護法第57条の6第1項）。また、国の機関等以外の者が遺跡を発見した場合においても「遺跡発見届」（別紙様式3）を提出しなければならない（文化財保護法第57条の5第1項）。

遺跡発見届・通知後の遺跡の取り扱いについては上記5・6と同様の手続きが必要である。

8　各提出書類は教育委員会で備え付けている用紙を使用し、運用上は市町村教育委員会、都道府県教育委員会を経由することとなっている。

9　土木工事、農作業等において土器の破片など埋蔵文化財と認められるものを発見されたときは、所轄の警察宛に「遺物発見届」（別紙様式4）を提出しなければならない（遺失物法第1条第1項）。

昭和　　年　　月　　日

奈良県教育委員会教育長　殿

依頼者　住　所
　　氏　名　　㊞

遺　跡　有　無　確　認　踏　査　願

このたび下記の地域で　　をしたいので遺跡の有無について事前に踏査くださるようお願いします。

記

1　踏査依頼地　　（面積）

2　踏査連絡先（担当者）　　ＴＥＬ

3　踏査希望月日

昭和　　年　　月　　日

4　添付図面

①　位置を示す地図

②　範囲を示す地図

③　工法を示す地図

図２　別紙様式１

第　　号
年　月　日

文　化　庁　長　官　殿

住　所
氏名等

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第57条の２第１項・第57条の３第１項〕の規定により、別記１の事項について、関係書類を添付し、別記２のとおり〔届出・通知〕します。

図３　別紙様式２

別　記　1

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事者が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

図4　別紙様式2

別　記　2

57条の2第1項・57条の3第1項
（○で囲むこと）

都道府県文書番号

委保第　　号・　年　月　日　　・　年　月　日

1.所　在　地	
2.面　　積	
3.土地所有者	氏名等： 住　所：
4.遺跡の種類	散布地　集落跡　貝塚　都城跡　官衙跡　城館跡　社寺跡　古墳　横穴墓 その他の墓　生産遺跡　その他の遺跡　（　　）
遺跡の名称	員数
遺跡の現状	宅地　水田　畑地　山林　道路　荒蕪地　原野　その他（　　）
遺跡の時代	旧石器　縄文　弥生　古墳　奈良　平安　中世　近世　その他（　　）
5.工事の目的	道路　鉄道　空港　河川　ダム　学校　住宅　工場　その他建物（　　） 宅地造成　土地区画整理　公園造成　ガス　電気　水道　農業関連　土砂採取 観光開発　遺跡整備　その他の開発（　　）
工事の概要	
6.工事主体者	氏名等： 住　所：
7.施工責任者	氏　名： 住　所：
8.着手時期	年　月　日
9.終了時期	年　月　日
10.参考事項	

指導事項	発掘調査　工事立会　慎重工事　その他（　　）

起　案	決　裁	発　送	引　継

〔注意事項〕　①　太線内は届出・通知者が記入。　②　指導事項欄は都道府県教育委員会で記入。
③　遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（　）内に記入。

第　　号
年　　月　　日

文 化 庁 長 官 殿

住　所
氏名等

遺跡発見の〔届出・通知〕について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第57条の5第1項・第57条の6第1項〕の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり〔届出・通知〕します。

図5　別紙様式3

別　記　1

1. 遺跡の種類
2. 遺跡の所在及び地番
3. 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
4. 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及びに法人にあっては、その代表者の氏名
5. 遺跡の発見年月日
6. 遺跡を発見するに至った事情
7. 遺跡の現状
8. 遺跡の現状を変更する必要のあるときは、その時期及び理由
9. 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
10. 遺跡の保護のために執った、又は執ろうとする措置
11. その他参考となるべき事項

【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

○　　○

57条の5第1項・57条の6第1項
（○で囲むこと）

都道府県文書番号

委保第　　号・　年　月　日　　・　年　月　日

1.遺跡の種類	散布地　集落跡　貝塚　都城跡　官衙跡　城館跡　社寺跡　古墳　横穴墓 その他の墓　生産遺跡　その他の遺跡　（　　）
遺跡の時代	旧石器　縄文　弥生　古墳　奈良　平安　中世　近世　その他（　　）
2.所　在　地	
3.土地所有者	氏名等： 住　所：
4.土地占有者	氏名等： 住　所：
5.発見年月日	年　月　日～　年　月　日
6.発見の事情	土木工事中（　　）　分布調整　試掘調査　その他（　）
7.現　　状	宅地　水田　畑地　山林　道路　荒蕪地　原野　その他（　　）
8.現状の変更	時　期：　年　月　日～　年　月　日 理　由：
9.出　土　品	（種類・形状・数量）
10.保護措置	
11.参考事項	

指導事項	発掘調査　工事立会　慎重工事　その他（　　）

起　案	決　裁	発　送	引　継

提出書	保管証	認定通知	帰　属	報告書

〔注意事項〕 ① 太線内は届出・通知者が記入。　② 指導事項欄は都道府県教育委員会が記入。
③ 1・6・7・指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（　）内に記入。

図6　別紙様式3

遺　物　発　見　届

記

1. 物　件　の 名称・数量	
2. 発見者の 住所・氏名 生年月日	
3. 発見した土地 または家屋の 所有者の 住所・氏名 生年月日	
4. 発見の年月日	昭和　　年　　月　　日～昭和　　年　　月　　日
5. 発見の場所	
6. 発見の原因	
7. 発見した土地 または家屋の 所有権取得 年　月　日	
8. 備　　考	

上記物件は遺失物法第１条の規定に基づき提出します

昭和　　年　　月　　日

生駒警察署長 殿

発見者

図７　別紙様式４

付載 関係法律

文化財保護法（抄）

昭和25年5月30日
法　律　第214号

第1章　総　　則

（この法律の目的）

第1条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2　この法律の規定（第27条から第29条まで、第37条、第55条第1項第4号、第84条の2第1項第1号、第88条、第94条及び第115条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3　この法律の規定（第69条、第70条、第71条、第77条、第83条第1項第4号、第84条の2第1項第5号及び第6号、第88条並びに第94条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第4条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中　略）

第4章　埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第57条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。

2　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第57条の2　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第57条の3　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第57条の6において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3　前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4　文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5　前4項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第57条の4　国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2　国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第57条の5　土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2　文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3箇月を超えることができない。

3　文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4　第2項の命令は、第1項の届出があった日から起算して1箇月以内にしなければならない。

5　第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6箇月を超えることとなってはならない。

6　第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があった日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7　文化庁長官、第1項の届出がなされなかった場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

8　文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされなかったときも、同様とする。

9　第２項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10　前項の場合には、第41条第２項から第４項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第57条の６　国の機関等が前条第１項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第57条第１項又は第98条の２第１項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3　前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4　文化庁長官は、前２項の場合を除き、第１項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5　前４項の場合には、第57条の３第５項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第58条　文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2　前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3　第１項の場合には、第39条（同条３項において準用する第32条の２第５項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

第59条　前条第１項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（明治32年法律第87号）第13条で準用する同法第１条第１項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもって足りる。

2　前項の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第13条で準用する同法第１条第２項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第60条　遺失物法第13条で準用する同法第１条第１項の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を文化庁長官に提出しなければならない。但し、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第61条　前条の規定により物件が提出されたときは、文化庁長官は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2　文化庁長官は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡）

第62条　第59条第１項又は前条第２項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、文化庁長官は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第63条　第59条第１項又は第61条第２項に規定する文化財でその所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、且つ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2　前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3　前２項の場合には、第41条第２項から第４項までの規定を準用する。

（譲与等）

第64条　政府は、前条第１項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が前条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与するこ

とができる。

2　前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、前条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3　政府は、前条第１項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基き、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

（遺失物法の適用）

第65条　埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定のある場合の外、遺失物法第13条の規定の適用があるものとする。

（以　下　略）

遺失物法（抄）

明治32年３月24日
法　律　第87号

第１条　他人ノ遺失シタル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ遺失者又ハ所有者其ノ他物件回復ノ請求権ヲ有スル者ニ其ノ物件ヲ返還シ又ハ警察署長ニ之ヲ差出スヘシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ハ返還スルノ限ニアラス

②　物件ヲ警察署長ニ差出シタルトキハ警察署長ハ物件ノ返還ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ若シ返還ヲ受クヘキ者ノ氏名又ハ居所ヲ知ルコト能ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ公告ヨ為スヘシ

（中　略）

第13条　埋蔵物ニ関シテハ第10条及第10条ノ２ヲ除クノ外本法ノ規定ヲ準用ス

（以　下　略）

参　考　文　献

藤岡謙二郎『生駒山脈－その地理と歴史を語る』　立命館大学地理学同好会編　1944（S19）

小島俊次『奈良県の考古学』　吉川弘文館　1965（S40）

白石太一郎他『奈良県遺跡地図』第2分冊　奈良県教育委員会　1971（S46）

中井一夫他『奈良県遺跡地図』第4分冊　奈良県教育委員会　1975（S50）

『日本古代の墓誌』　奈良国立文化財研究所　1979（S54）

『日本城郭大系』第10巻　新人物往来社　1980（S55）

池田末則、横田健一監修『奈良県の地名』（日本歴史地名大系第30巻）　1981（S56）

『奈良県遺跡地図』第2分冊改訂　奈良県教育委員会　1984（S59）

『　〃　』第4分冊改訂　〃

『大和志』全9巻　1982（S57）10～1983（S58）6

『生駒市誌』　1971（S46）11～1985（S60）3

末永雅雄「生駒郡南生駒村有里竹林寺古墳」『奈良史跡調査報告』2　1942.

『生駒市古文化財』　1975.3

『生駒市石造文化財－生駒谷－』　1977.3

生駒市埋蔵文化財調査報告第2集『俵口北須恵器窯発掘調査概報』　1984.3

〃　第3集『美努岡萬墓発掘調査概報』　1984.3

〃　第4集『仮称生駒市竹林公園整備予定地内発掘調査概要』　1986.3

〃　第5集『萩原遺跡発掘調査報告書』　1987.3

生駒市文化財調査第6集『生駒の年中行事』　1987.3

梅原末治「行基舎利瓶記に見えたる其の姓氏と享年に就て」『考古学雑誌』5－12

京谷康信「奈良時代窯趾調査」『考古学雑誌』10－2

田村吉永・森本六爾「美努連岡萬の墳墓」『考古学雑誌』15－10

上田三平「奈良県生駒町の古代陶窯遺跡」『考古学雑誌』16－1

川勝政太郎「大和興山及び圓福寺の宝篋印塔」『考古学雑誌』27－12

京谷康信「大和生駒山のシシガキと高安城私考」『考古学雑誌』22－3

森本六爾「墓誌銅板を出した美努岡萬の墳墓」『考古学』7－5

若林勝邦「美努岡萬連墓誌の発見」『考古界』2－9

川勝政太郎「奈良県生駒郡長弓寺文明在銘の誕生佛」『史迹と美術』13－5
斉藤　忠「猪垣遺蹟考」『歴史地理』63－4
奈良大学考古学研究会：『盾列』7・8号

生駒市遺跡分布地図凡例

1　別添の遺跡分布地図には、古墳、集落跡、寺院跡、城跡、遺物散布地など、現在までに確認できた遺跡を記入している。

2　記入した遺跡は、古代から近世まで及ぶが、中・近世の遺跡については必ずしも記載が十分はいえない。

3　本地図の下図は生駒市が作成した１万分の１地図を二分割して使用し、地図の分割法については図８に示した。遺跡は、その規模、範囲を１万分の１白地図に遺跡番号とともに赤色で記入している。

4　古墳は、墳形で示している。古墳状隆起や断定できないものについては白ぬきで表現し確実な古墳と区別している。

5　遺物散布地は、現地調査において特に遺物の散布が顕著であった範囲を示したもので必ずしも遺跡そのものの範囲を示したものではない。よって遺跡の隣接地においても調査が必要となる場合がある。

6　遺跡分布地図番号は、各地区単位に付してあり、それぞれ遺跡一覧表の遺跡番号と一致する。

7　この遺跡分布地図は、今後の調査の進展により遺跡の範囲、位置などが加除、修正する場合がある。

表２　遺跡数一覧表

種別

古　墳	窯　跡	遺　物 散布地	城　跡	墳　墓	寺院跡	シシ垣	平坦面	瓦　窯	その他	合　計
5	18	34	6	4	3	1	1	1	1	74

時代

古　墳	奈　良	平　安	中　世	近　世	その他	不　明	合　計
1	24	2	45	19	1	6	98

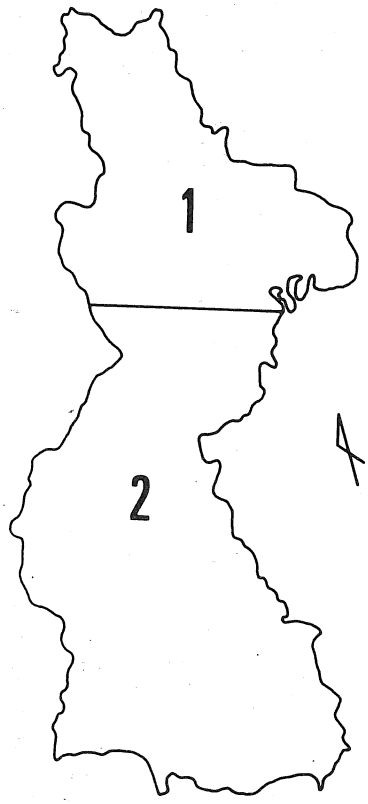

図８　遺跡分布地図索引図

主　要　記　号	
	古　墳（前方後円墳）
	古墳状隆起 （古墳の可能性があるもの）
	遺物散布地（範囲）
	シシガキ
	平　坦　図

図９　遺跡分布地図主要記号凡例

付表１　生駒市所在の指定文化財一覧表

	種類	名称	指定年月日	員数	所有者 管理者,管理団体	所在地	時代
国宝	建造物	長弓寺本堂	昭和２８年１１月１４日	1棟	長弓寺	上町	鎌倉
	工芸	金銅能作生塔	昭和３０年　２月　２日	1基	長福寺	俵口町	鎌倉
		太刀　銘正恒	昭和２７年　３月２９日	1口	渡辺国武	西旭ヶ丘	平安
重要文化財	建造物	長福寺本堂	明治３２年　４月　５日	1棟	長福寺	俵口町	鎌倉
		宝幢寺本堂	明治３７年　２月１８日	1棟	宝幢寺	小平尾町	鎌倉
		円福寺本堂	大正１１年　４月１３日	1棟	円福寺	有里町	室町
		円福寺宝篋印塔	昭和３０年　２月　２日	2基	円福寺	有里町	鎌倉
		宝篋印塔	昭和３２年　２月１９日	1基	有里外９ヵ大字	有里町	鎌倉
		宝山寺獅子閣	昭和３６年　３月２３日	1棟	宝山寺	門前町	明治
		円証寺五輪塔	昭和３６年　３月２３日	1基	円証寺	上町	室町
		円証寺本堂	昭和４６年　６月２２日	1棟	円証寺	上町	室町
		高山八幡宮本殿	昭和５３年　５月３１日	1棟	高山八幡宮	高山町	室町
	絵画	絹本著色愛染明王像	明治４２年　４月　５日	1幅	宝山寺	門前町	鎌倉
		絹本著色春日曼荼羅図	明治４２年　４月　５日	1幅	宝山寺	門前町	南北朝
		絹本著色弥勒菩薩像	明治３２年　８月　１日	1幅	宝山寺	門前町	鎌倉
		絹本著色生駒曼荼羅図	昭和３２年　２月　９日	1幅	生駒神社	奈国博	鎌倉
	彫刻	木造文殊菩薩騎獅像・普賢菩薩騎象像	昭和３９年　９月　６日	2軀	円証寺	上町	平安
		厨子入木造五大明王像	大正　元年　９月　３日	5軀	宝山寺	門前町	江戸
		木造十一面観音立像	昭和１１年　９月１８日	1軀	長弓寺	上町	鎌倉
	書跡	能本世阿弥筆	昭和４７年　５月３０日	5巻	宝山寺	門前町	室町
	考古資料	美努岡萬連墓誌	昭和３０年　６月２２日	1面	国	東国博	奈良
		大和竹林寺忍性墓出土品	昭和６２年　６月　６日	1括	竹林寺	有里町	鎌倉
	工芸	黒漆厨子	昭和１１年　９月１８日	1基	長弓寺	上町	鎌倉
		短刀　銘来国光	昭和　６年　１月１９日	1口	渡辺武三	西旭ヶ丘	南北朝
		短刀　無銘（伝貞宗）	昭和１３年　７月　４日	1口	渡辺武三	西旭ヶ丘	南北朝
		刀　銘津田越前守助広	昭和２７年　７月１９日	1口	渡辺武三	西旭ヶ丘	江戸
		刀　無銘（伝志津）	昭和１７年　６月２６日	1口	渡辺忠一	西旭ヶ丘	桃山
		太刀　銘国吉	昭和２７年　７月１９日	1口	渡辺忠一	西旭ヶ丘	鎌倉
		短刀　銘長谷部国重	昭和２８年１１月１４日	1口	渡辺忠一	西旭ヶ丘	南北朝
		短刀　銘来国光	昭和２８年　３月３１日	1口	渡辺礼二	西旭ヶ丘	鎌倉
		短刀　銘左，筑州住（名物小夜左文字）	昭和２７年　７月１９日	1口	渡辺礼二	西旭ヶ丘	南北朝
		太刀　銘来国俊	昭和３０年　２月　２日	1口	渡辺礼二	西旭ヶ丘	鎌倉
重美	考古資料	行基菩薩舎利瓶残欠	昭和　８年１１月１１日	1片	国	奈国博	奈良
国指定史跡		行基墓	昭和１０年　３月　３日		竹林寺	有里町	奈良
県指定文化財	彫刻	木造地蔵菩薩立像	昭和４４年　３月２８日	1軀	長弓寺	上町	鎌倉
	書跡	観世世阿弥能楽伝書	昭和２９年　４月　８日	8点	宝山寺	門前町	室町
		金春禅竹能楽伝書	昭和５２年　７月　１日	5点	宝山寺	門前町	室町
	工芸	木造黒漆塗彩絵厨子	昭和６２年　３月１０日	1基	長福寺	俵口町	鎌倉
	無形	装刀具製作（鞘師）	昭和４９年　３月２６日		杉本繁雄	元町	
	史跡	美努岡萬墓	昭和６０年　３月１５日		生駒市	青山台	奈良

付表2　生駒市遺跡一覧表

遺跡番号	県遺跡地図番号	遺跡名	所在地	種別	時代	遺跡概要	遺物	文献	備考
1－1			高山町傍示	遺物散布地	中世～近世		土師器		
1－2			高山町傍示・狭戸	遺物散布地	中世		土師器		
1－3			高山町鐘撞田	遺物散布地	中世～近世		土師器、陶器		
1－4			高山町鳩谷	遺物散布地	奈良～中世	現状は採土場、削平地より遺物を大量に採集	埴輪?、瓦、須恵器、土師器、陶器		
1－5		高山城跡	高山町西庄田	城跡	中世	削平地、土橋、堀切、		日本城郭大系10	
1－6			高山町中村	遺物散布地	中世～近世		土師器		
1－7			高山町大庵	遺物散布地	中世～近世		土師器、陶器		
1－8		円楽寺跡	高山町小森畑	寺院跡・中世墓	中世～近世	伝鷹山城主墓地、廃円楽寺	土師器、陶器、瓦	生駒市文化財調査報告書第4集	昭和60年度一部発掘
1－9			高山町大北	遺物散布地	中世～近世		土師器、陶器		
1－10	1－D－7		北田原町イモ山	古墳？		古墳状隆起			
1－11	1－D－8		北田原町イモ山	古墳？		古墳状隆起			
1－12			高山町宮方	遺物散布地	中世～近世		土師器		
1－13			北田原町大角	遺物散布地	中世～近世		土師器、須恵器、陶器		
1－14	1－D－1	イモ山第6号窯	北田原町イモ山	窯跡	奈良時代後期	平窯・消失	須恵器、瓦		昭和41年度発掘
1－15	1－D－2	イモ山第5号窯	〃	〃	〃	〃	〃		〃
1－16	1－D－3	イモ山第4号窯	〃	〃	〃	〃	〃		〃
1－17	1－D－4	イモ山第3号窯	〃	〃	〃	〃	須恵器		〃
1－18	1－D－5	イモ山第2号窯	〃	〃	〃	〃			〃
1－19	1－D－6	イモ山第1号窯	〃	〃	〃	〃			〃
1－20	1－D－9	北田原城	北田原町北佐越 南佐越	城跡	中世	曲輪、掘切		日本城郭大系10	
1－21			北田原町北佐越 南佐越	遺物散布地	中世～近世		土師器、須恵器、陶器		
1－22	1－D－10	山田古窯跡群	高山町山田	窯跡	奈良時代後期	焼けひずみのある須恵器が表採されているため、窯跡と思われる	須恵器		
1－23			高山町山田	古墳？					

遺跡番号	県遺跡地図番号	遺跡名	所在地	種別	時代	遺跡概要	遺跡	遺物	備考
1－24			高山町山田	古墳？					
2－25			北田原町岡村	遺物散布地	中世～近世		土師器、須恵器		
2－26			南田原町出店	遺物散布地	中世～近世		土師器、陶器		
2－27			南田原町野所	遺物散布地	中世～近世		土師器、陶器		
2－28			上町	遺物散布地	中世～近世		土師器、須恵器、陶器		
2－29			南田原町宛ノ木	遺物散布地	中世～近世		土師器、陶器		
2－30			南田原町池谷	遺物散布地	中世～近世		土師器、陶器		
2－31		俵口北窯跡	俵口町北条	窯跡	奈良時代後期	窯体は不明、灰原を発掘	須恵器	俵口北須恵器窯発掘調査概報	昭和58年度発掘
2－32		田原口城？	俵口町北条	城跡	中世		土師器		
2－33	4－A－1	俵口南窯跡	俵口町北条	窯跡	奈良時代後期	昭和55年宅地造成により消失したため不明	須恵器		
2－34			俵口町平条	遺物散布地	中世～近世		土師器、須恵器		
2－35			小明町	遺物散布地	中世		土師器、須恵器		
2－36			俵口町平条	遺物散布地	中世～近世		土師器、須恵器、陶器		
2－37		薬師堂川窯跡群	俵口町南条	窯跡	奈良時代後期	半地下式登窯群と丘陵尾根状にPitを数基確認	須恵器		
2－38			俵口町南条	遺物散布地	奈良時代後期		須恵器		
2－39		長命寺北窯跡	俵口町南条	窯跡	奈良時代後期	須恵器窯の灰原を確認	須恵器		
2－40		金比羅窯跡	西松ケ丘	窯跡	奈良時代後期	宅地造成により消失したため不明	須恵器		
2－41		長命寺西窯跡	西松ケ丘	窯跡	奈良時代後期	宅地造成により消失したため不明	須恵器		
2－42		生駒山北方窯跡	俵口町	窯跡	奈良時代後期	小型平窯1基と窯状遺構1基を確認	須恵器		昭和62年度発掘
2－43		妙心寺窯跡群	西松ケ丘	窯跡	奈良時代後期	半地下式登窯2基と灰原を確認	須恵器		
2－44		西松ケ丘窯跡	西松ケ丘	窯跡	奈良時代後期	宅地造成により消失したため不明	須恵器		
2－45	4－A－2	乾神山窯跡	北新町	窯跡	奈良時代後期	宅地造成により消失したため不明	須恵器	上田三平「奈良県生駒町の古代陶窯遺跡」考	

								古学雑誌第16巻第1号	
2－46			辻町	遺物散布地	中　世		瓦器椀、須恵器、土師器		
2－47		北新町西窯跡	北新町	窯　跡	奈良時代後期	半地下式登り窯1基と灰原を確認	須恵器		
2－48			新旭ケ丘	遺物散布地	中　世		土師器、瓦器、須恵器		
2－49			東生駒月見町	瓦窯？	奈　良	斜面で生焼けの瓦片と多数採集	瓦片（布目瓦）		
2－50		宝山寺般若窟	門前町		中・近世				
2－51			一分町	遺物散布地	中　世		瓦器、土師器、須恵器		
2－52			一分町	城跡？	中　世	尾根頂部に削平地			
2－53	4－D－37	菜畑城	西菜畑町	城　跡	中　世	尾根頂部に削平地		『日本城郭大系』10 『大和国条里復元図』	
2－54			一分町	遺物散布地	奈良～中世	生駒神社に伴う散布地	土師皿、須恵器、屋根瓦		
2－55			菜畑町	遺物散布地	中　世	現採石場	瓦器		
2－56			一分町	遺物散布地	中　世	瓦器、須恵器	瓦器、須恵器、土師器		
2－57	4－D－3	行基墓	有里町	墳　墓	奈　良	丘陵地形先端、竹林寺横	金銅製舎利瓶残欠	『日本古代の墓誌』	
2－58	4－D－4	竹林寺古墳	有里町	古　墳	古墳前期	丘陵地形の先端を整形して南斜面に築造、竹林寺境内	内行花文鏡1、石訓6、円筒形、家形、蓋形埴輪破片、鉄刀、鉄剣、鉄釘	奈良県文化財抄報2.「生駒郡南生駒村有里竹林寺古墳」	1941年発掘
2－59		忍性墓	有里町	墳　墓	中世（鎌倉）	竹林寺境内内中世古墓群	忍性金銅製舎利瓶他		出土遺物は一括重文指定
2－60	4－D－2	竹林寺	有里町	寺　院	中世（鎌倉）				
2－61		八代龍王境内地	鬼取町	寺院？	中　世	谷地形を利用した平場有			
2－62		鬼取町遺跡A	鬼取町	遺物散布地	中　世		瓦器、土師器		
2－63		鬼取町遺跡B	鬼取町	遺物散布地	中　世		瓦器、土師器		
2－64	4－D－5	奥山古墓群	萩原町	墳墓群	中世～現代	墓地内に重文指定の宝篋印塔（刻銘正元元年十月）	骨蔵器		
2－65	4－D－6	美努岡萬墓	青山台	墳　墓	奈良前期	木炭槨の中に人骨と墓誌を埋納、独立丘陵頂部に立地	墓誌、人骨	「墓誌銅板を出した美努岡麻呂の墳墓」（考	

遺跡番号	県遺跡地図番号	遺跡名	所在地	種別	時代	遺跡概要	遺跡	遺物	備考
								古学７－５）森本六爾 1940	
２－66		萩原遺跡	萩原町	遺物散布地	中世		瓦器、土師器、須恵器	『萩原遺跡発掘調査報告書』生駒市教委 1987	
２－67			乙田町	城跡？	中世	丘陵端に削平地有			
２－68			小平尾町	遺物散布地	中世		瓦器、土師器、須恵器		
２－69			小平尾町	遺物散布地	中世	池の底より瓦を表採	瓦（布目）、土師器、須恵器		
２－70			小平尾町	遺物散布地	中世	宝幢寺西側に平場を確認	陶器片		
２－71			小平尾町	遺物散布地	中世	宝幢寺門前に位置する	瓦器、土師器		
２－72			小平尾町	遺物散布地	中世		土師器		
２－73		シシ垣	西畑町、鬼取町、小倉寺町、菜畑町			生駒山をとりまく土塁状遺構及び列石群とこれより尾根上に派生する同様の遺構を確認			
２－74			俵口町	平坦面		山腹斜面に階段状の平場が７～８段確認できる、付近に石垣を持つ平場を確認			

付表３　生駒市埋蔵文化財発掘調査等一覧表

埋蔵文化財発掘調査一覧

年度	名　　称（遺跡名）	所　在　地	調　査　担　当	種　類	時　代	備　考
58	俵口北須恵器窯跡	俵口町216－2番地	県立橿原考古学研究所	生産遺跡	奈　良	宅地開発中に発見
	美努岡萬墓	青山台125－3番地ほか	県立橿原考古学研究所	墳　墓	奈　良	宅地開発
59	北大和土地区画整理事業にともなう事前発掘調査	上町3591－1番地	県立橿原考古学研究所	遺物散布地		宅地開発
62	第２阪奈道路建設にともなう事前発掘調査	壱分町215－1番地ほか31筆	県立橿原考古学研究所	遺物散布地		宅地開発
	生駒山北方窯跡	俵口町2115－2番地ほか	生駒市教育委員会	生産遺跡	奈　良	
	田原城址	南田原町1982番地ほか	生駒市教育委員会	城館跡	中　世	道路建設

埋蔵文化財試掘調査一覧

年度	名　　称（遺跡名）	所　在　地	調　査　担　当	種　類	時　代	備　考
60	(仮称)生駒市竹林寺公園予定地試掘調査	高山町3573番地ほか	生駒市教育委員会	遺物散布地	中　世	
61	萩原遺跡	萩原町321番地ほか	生駒市教育委員会	遺物散布地	弥　生	
62	(仮称)俵口公民館建設にともなう試掘調査	俵口町781－1番地ほか	生駒市教育委員会	遺物散布地	中　世	
	水路改修にともなう試掘調査	小倉寺町60.62.63番地	県立橿原考古学研究所	遺物散布地	中　世	

工事立会一覧

年度	所　在　地	立会担当	種　類	時　代	備　考
59	上町5048－1番地ほか	奈良県教育委員会	遺物散布地	中　世	生駒市教育施設の造成
61	壱分町地内	生駒市教育委員会	遺物散布地	中　世	水路改修

図　　版

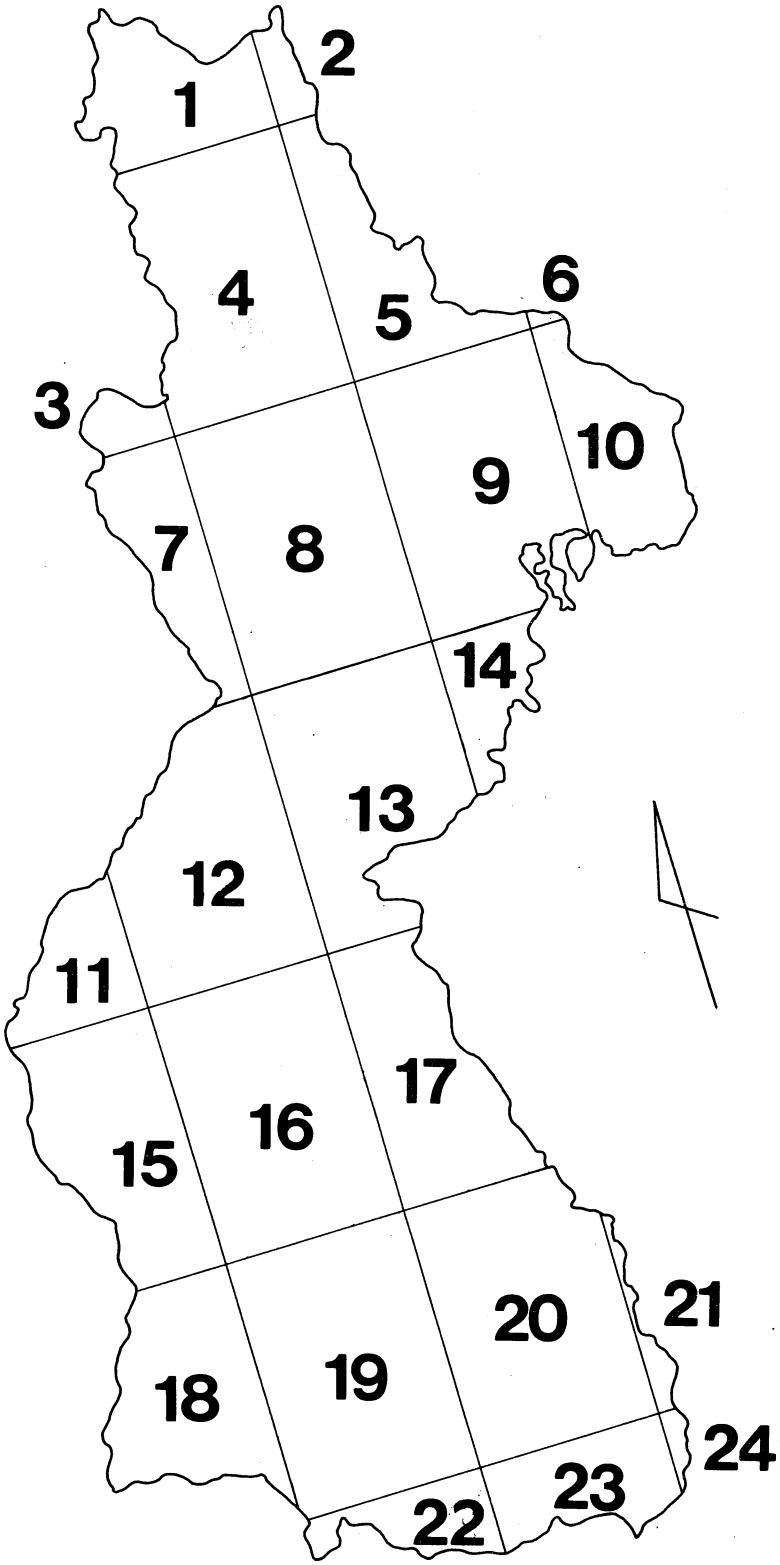

図10　航空写真索引図

（5、6、8、14、21、22、23、24は除く。
なお、番号は図版頁と一致する。）

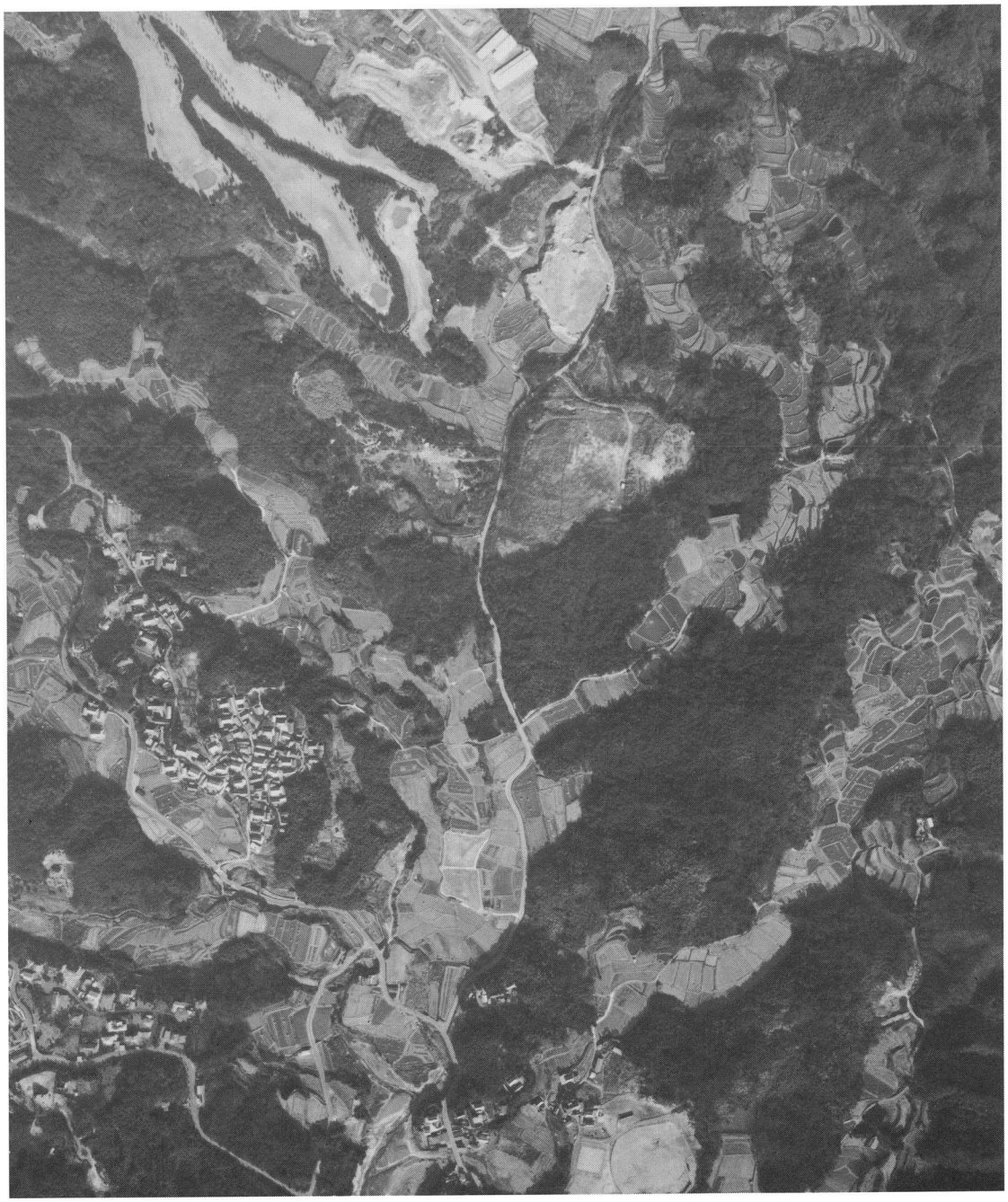

図版1　航空写真

図版2　航空写真

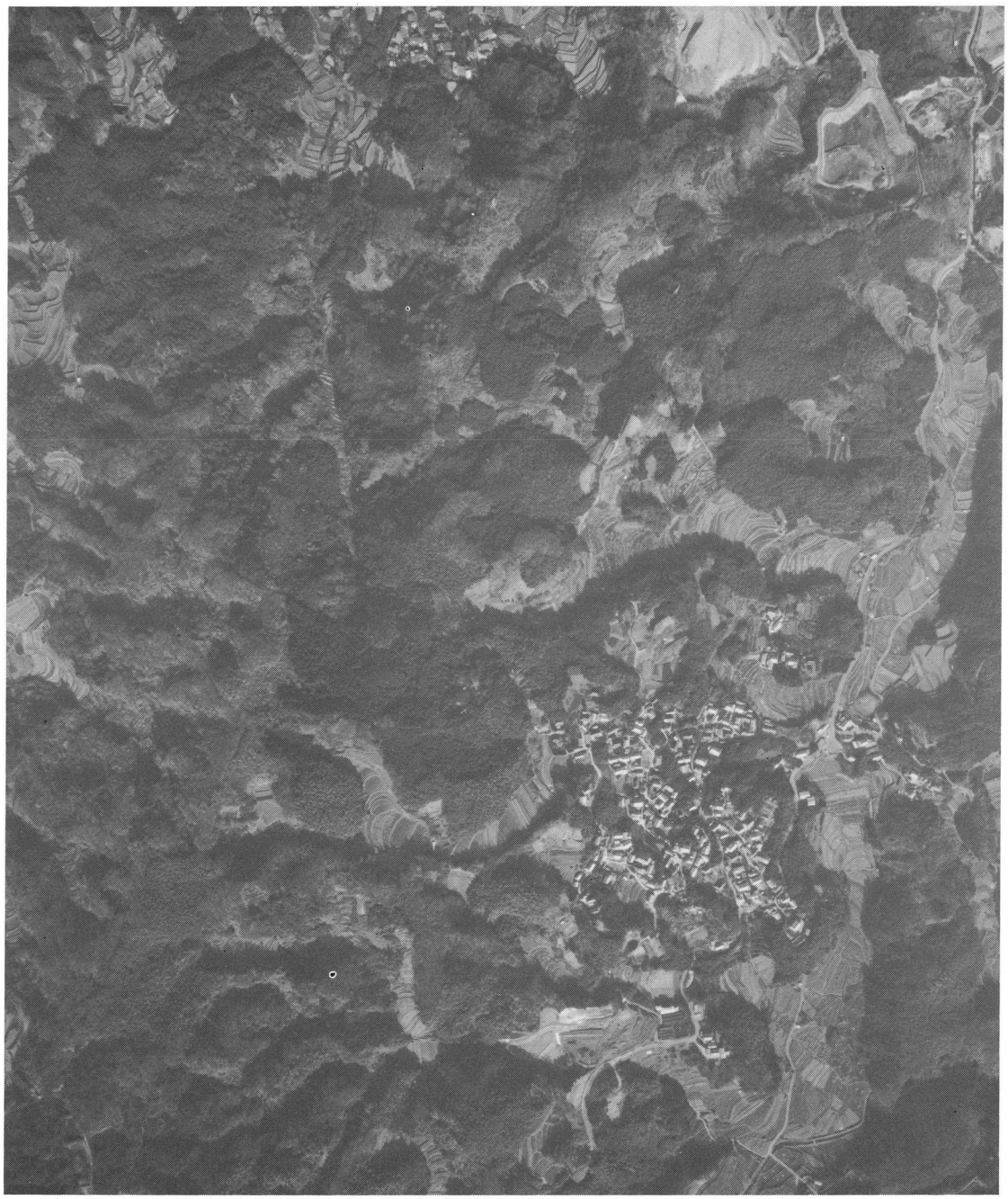

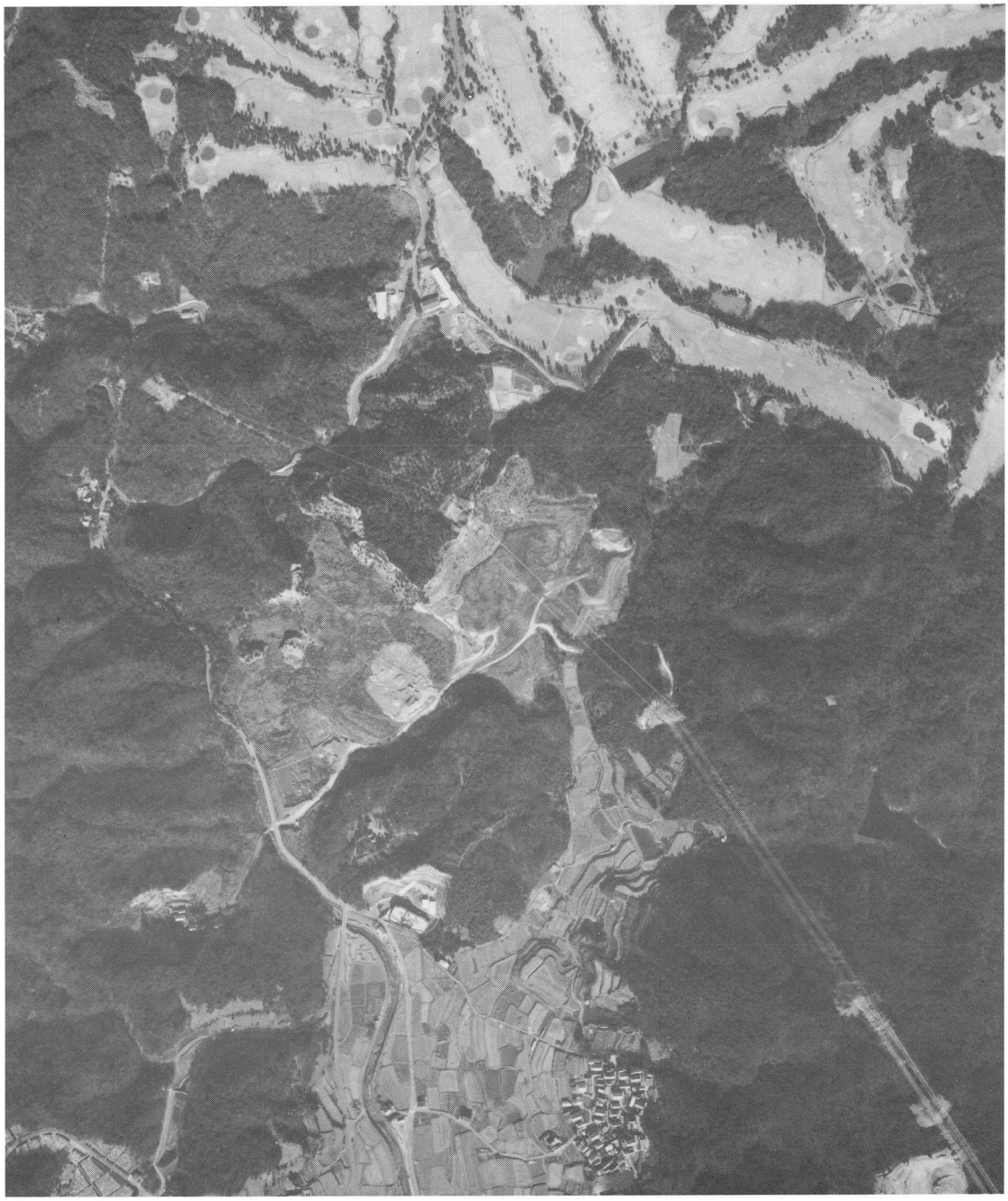

図版3　航空写真

図版4　航空写真

図版7　航空写真

図版9　航空写真

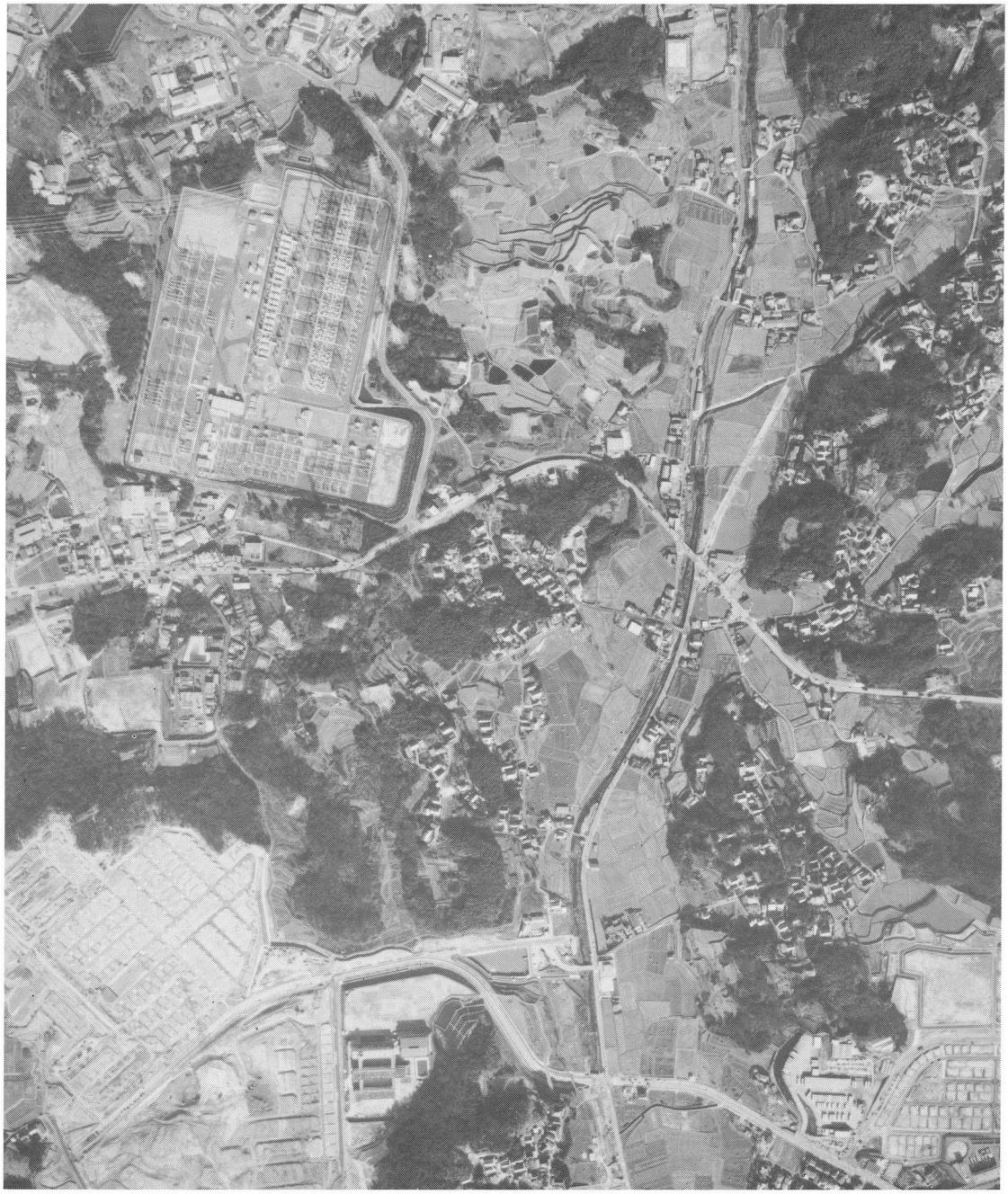

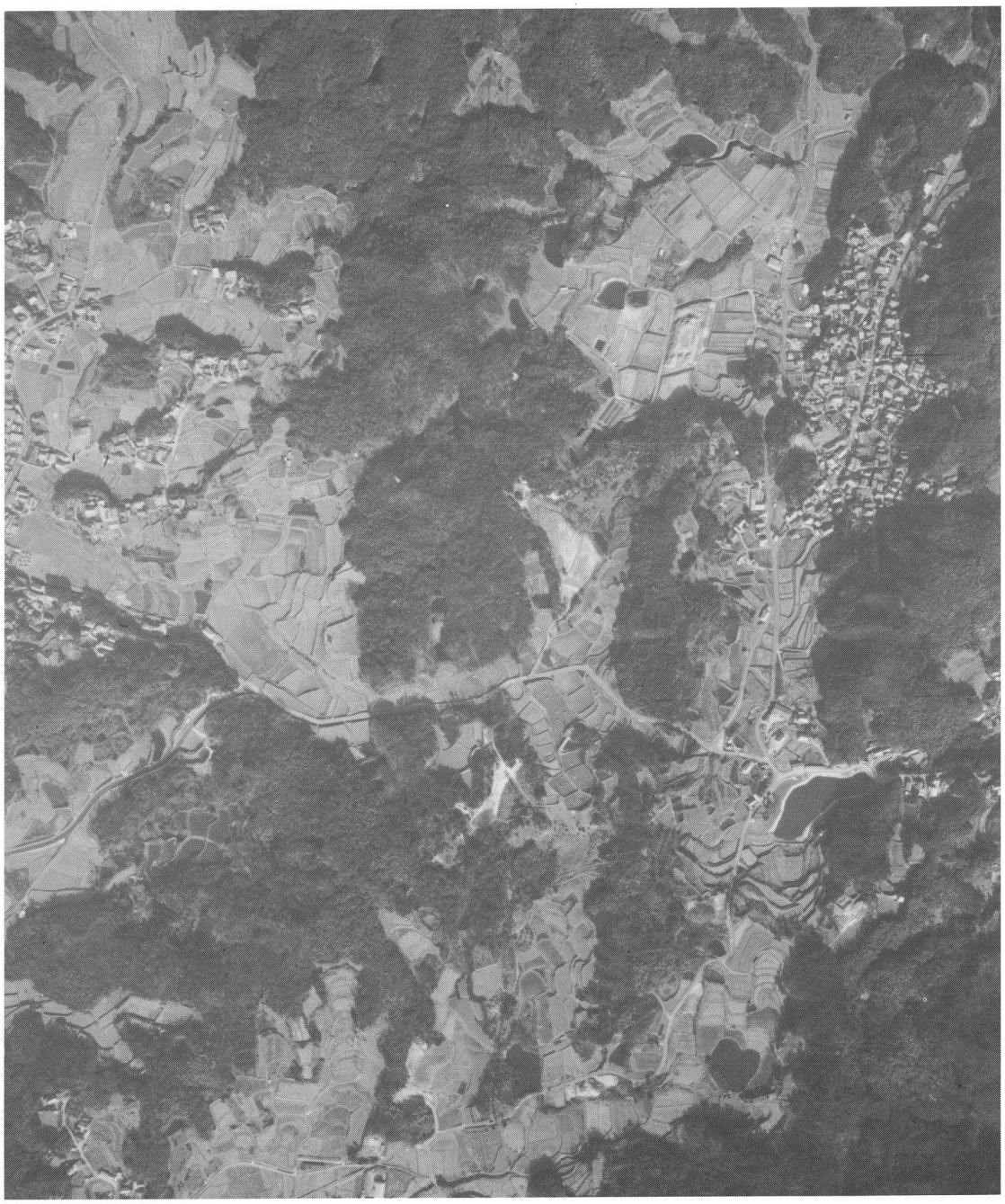

図版10　航空写真

図版11　航空写真

図版12　航空写真

図版13　航空写真

図版15　航空写真

図版16　航空写真

図版17　航空写真

図版18　航空写真

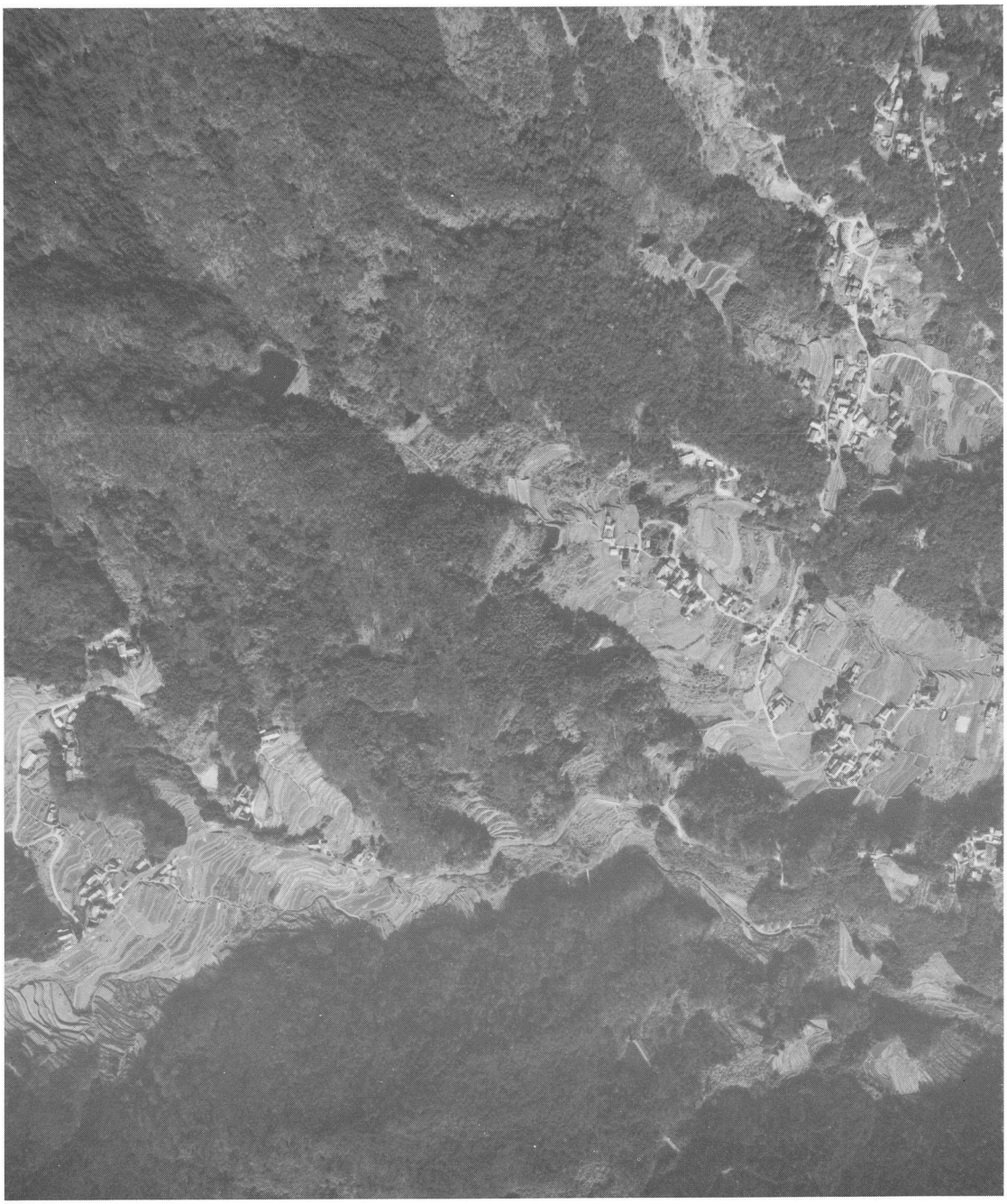

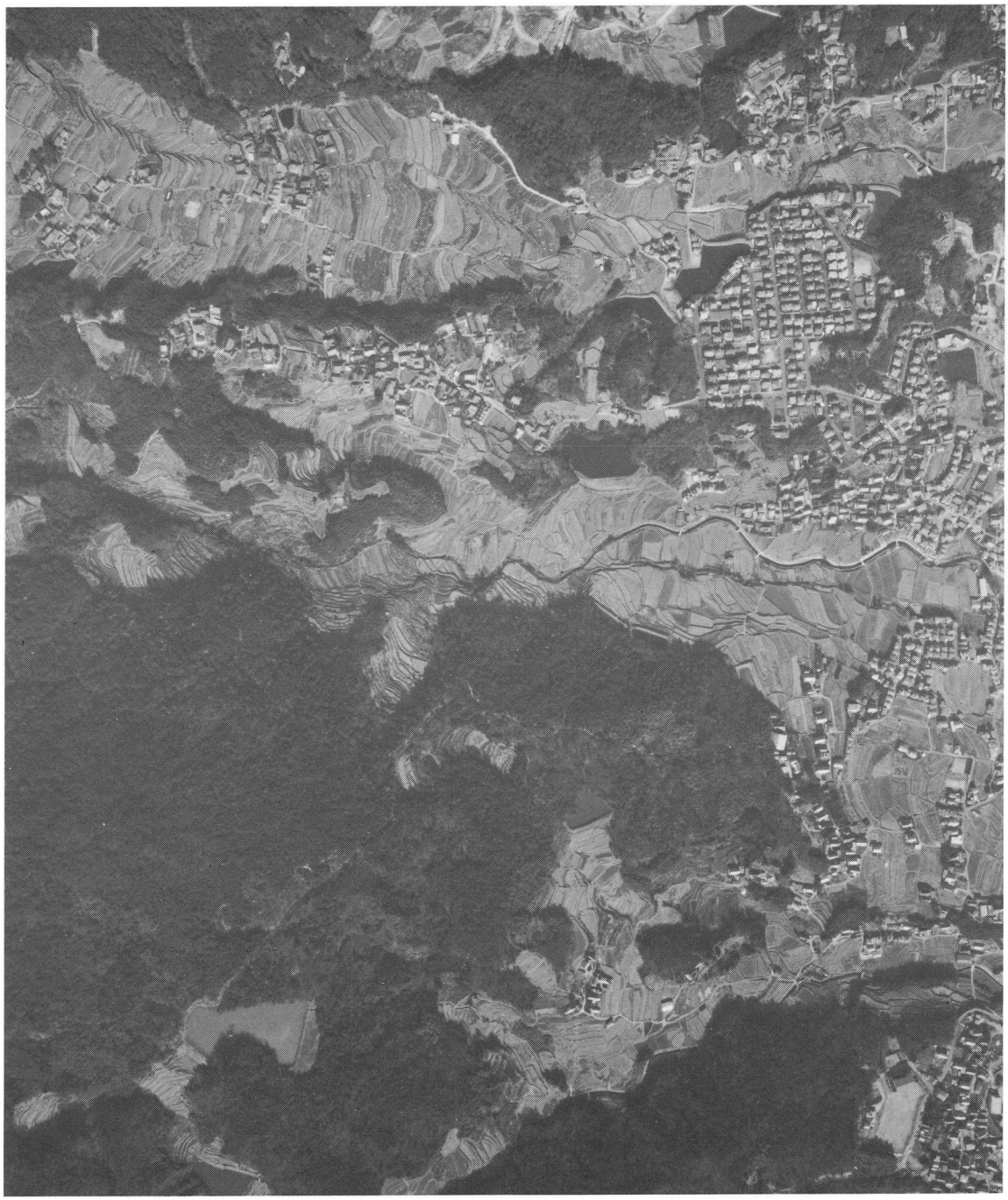

図版19　航空写真

図版20　航空写真

生駒市遺跡地図　図 1

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
1:10,000
0
100
500
1000m

生駒市遺跡地図　図 2

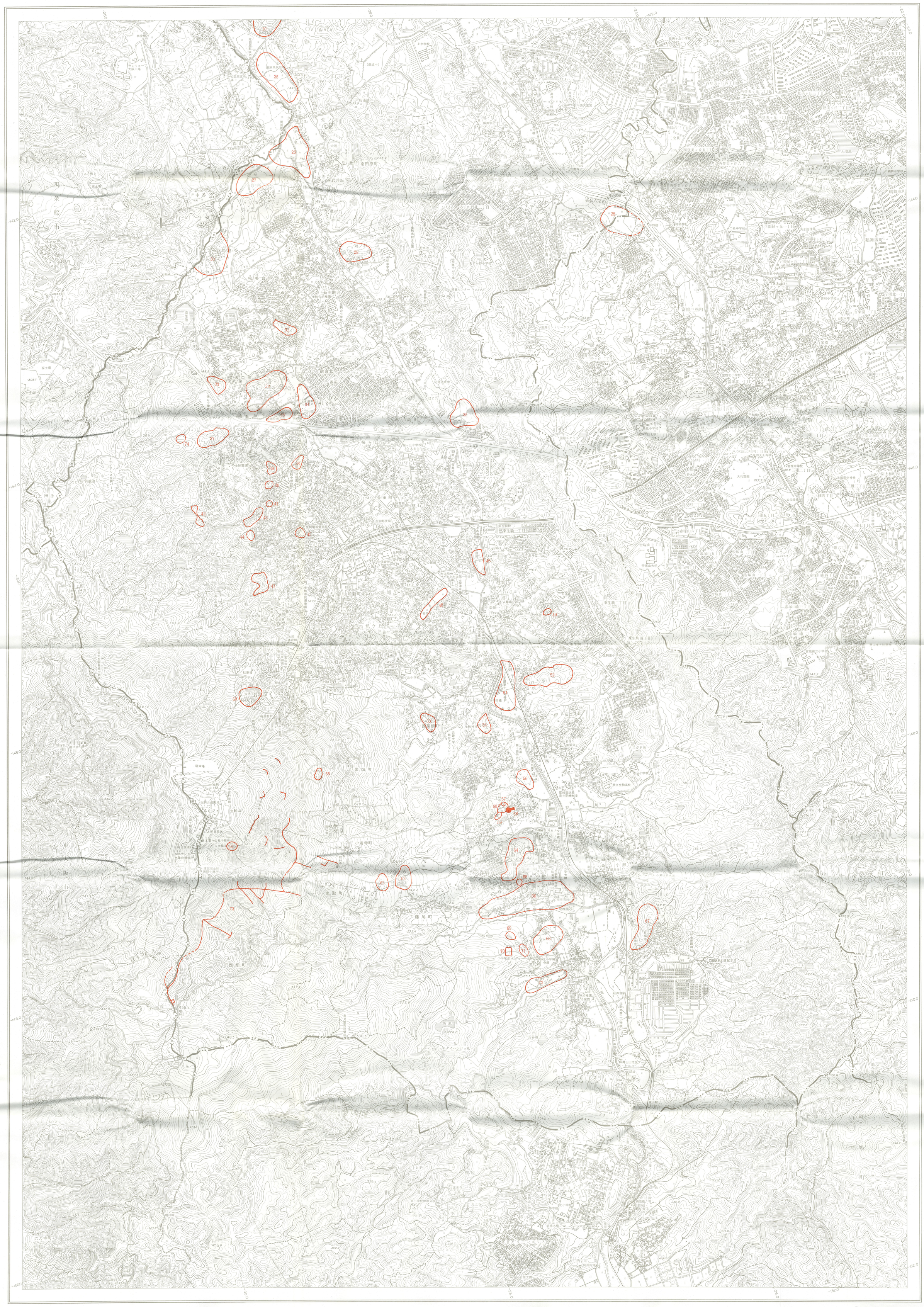

生駒市文化財調査報告第７集

生駒市遺跡分布調査概報

1988年３月31日

編集
発行　生駒市教育委員会
奈良県生駒市東新町　８－38号

印刷　株式会社　昭文社
奈良市柏木町　176－１